

## 別添 10. 京都議定書第 7 条 1 に基づく情報

日本国政府は、決定 15/CMP.1 のパラグラフ 2 に基づき本情報を提出する。本情報の内容と規定の対応関係は下表の通り。

京都議定書第 7 条 1 に基づく情報の指針の関連部分	本情報の該当箇所	
Section D	10.1. 温室効果ガス排出・吸収目録情報	別添10-1
パラグラフ 4	10.1.1. 調整が行われた分野の推計を改善するためにとられた措置に関する情報	
パラグラフ 5 – 9	10.1.2. 第 3 条 3 及び 4 の情報	
Section E	10.2. 京都ユニットに関する情報	別添10-1
パラグラフ 11	10.2.1. 京都ユニットに関する情報	
パラグラフ 12–17	10.2.2. 不一致その他に関する情報	別添 10-2
パラグラフ 18	10.2.3 決定 11/CMP.1(第 17 条)に則った約束期間リザーブの計算	
Section F	10.3. 第 5 条 1 に則った国内制度の変更に関する情報	別添 10-2
Section G	10.4. 国別登録簿の変更に関する情報	別添 10-2
	10.4.1. 2009 年において我が国の国別登録簿でなされた変更点の概要	
	10.4.2 我が国の国別登録簿になされた変更に関する情報	別添 10-3
Section H	10.5. 第 3 条 14 に則った悪影響の最小化	別添 10-4

### 10.1. 温室効果ガス排出・吸収目録情報

#### 10.1.1. 調整が行われた分野の推計を改善するためにとられた措置に関する情報

初期審査及び 2007 年～2009 年提出インベントリの年次審査において調整の対象となった箇所はないため、特段の措置は実施していない。

#### 10.1.2. 第 3 条 3 及び 4 の情報

決定 15/CP.10 のパラグラフ 2 に則り提出した京都議定書第 3 条 3 及び 4 の情報（別添 11）を参照のこと。

### 10.2. 京都ユニットに関する情報

#### 10.2.1. 京都ユニットに関する情報

日本国国別登録簿に保有されている京都ユニットに関する情報については、別添の「決定 14/CMP.1 に基づく Standard electric format for reporting of information on Kyoto Protocol units」を参照のこと。

## 10.2.2. 不一致その他に関する情報

我が国の国別登録簿について、決定 13/CMP.1 パラグラフ 12-17 の規定において報告すべき不一致その他の事象の発生はなかった。

## 10.2.3. 決定 11/CMP.1(第 17 条)に則った約束期間リザーブの計算

我が国の約束期間リザーブは前回の報告値と変わりなく、5,335,431,899 トン CO<sub>2</sub> 換算である。

## 10.3. 第 5 条 1 に則った国内制度の変更に関する情報

我が国の国内制度において、決定 15/CMP.1 パラグラフ 21 の規定において報告すべき変更は、前回の報告から実施されていない。

## 10.4. 国別登録簿の変更に関する情報

## 10.4.1. 2009 年において我が国の国別登録簿でなされた変更点の概要

報告項目	変更点の記述
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (a) 登録簿管理者の名前又は連絡先の変更	我が国の登録簿管理者 (RSA) の連絡先が以下の通り変更となった。 (変更前) Mr. Reo Kawamura, reo_kawamura@env.go.jp (変更後) Mr. Yasushi Ninomiya, yasushi_ninomiya@env.go.jp
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (b) 協力構造の変更	変更なし
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (c) 国別登録簿のデータベース 又はキャパシティの変更	変更なし
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (d) 技術的基準の確保に関する 変更	変更なし
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (e) 不一致を最小化するための 手続の変更	変更なし
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (f) 安全対策の変更	変更なし
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (g) 公開情報リストの変更	ユニット保有量及び取引の情報は、決定 14/CMP.1 で定義されているように、SEF に基づいて公に入手できるようになっている。2009 年 4 月に 2008 年分の情報を公開した。 以下の情報は機密保持の懸念があるため公開されていない。 - 個別の口座レベルにおけるユニット保有量 - 我が国の登録簿がユニットを移転した際の移転先口座、及び我が国の登録簿がユニットを取得した際の取得元口座

	なお、可読性の向上のために、ユニットに関する情報はそれぞれのシリアル番号と関連付けられていない。
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (h) インターネットアドレスの 変更	変更なし
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (i) データ保存の完全性を確保 する手段の変更	変更なし
決定 15/CMP.1、附属書 II、 パラ 32. (j) テスト結果の変更	変更なし

#### 10.4.2. 我が国の国別登録簿になされた変更に関する情報

- 2009年3月、口座保有者が、自らが国の管理口座へ移転した京都ユニットについて償却、取消、補填の事実を示す通知を出力し、登録簿管理者が、口座保有者が償却、取消、補填の事実を示す通知を出力した履歴を確認できる機能が追加された。本機能は国際間の通信を必要としない機能であるため、ITL や他の登録簿の機能に影響はない。
- 2009年3月、登録簿管理者が、標準電子様式 (Standard Electronic Format: SEF) を作成するために必要な、京都ユニット保有量やトランザクション情報を含んだ XML ファイルを出力する機能が追加された。本変更は ITL 管理者 (UNFCCC 事務局) によって導入された関連 RSA プロセスを通して承認された変更要請に基づいてなされた。本機能は国際間の通信を必要としない機能であるため、ITL や他の登録簿の機能に影響はない。
- 京都ユニット保有量及び実施されたトランザクションについての公開情報は、2008年の SEF を基に 2009年4月に更新された。決定 13/CMP.1 にて公に入手可能にするよう要請されているいくつかの情報については、主に機密保持の懸念上の理由から公開されていない。
- 2009年4月、順序不正メッセージに対する非同期のレスポンスが不要となったこと、及び口座管理に関連する情報の記載場所が変更となったため、気候変動枠組条約事務局が作成する技術仕様 (Data Exchange Standard: DES) の一部文書が更新された。更新された文書と我が国の登録簿への影響は以下の通り。
  - 本編(バージョン 1.1.2)が公開された。我が国の登録簿の変更はなし。
  - DES annex B(トランザクション処理のウェブサービス操作と機能、バージョン 1.1.2) が公開された。我が国の登録簿の変更はなし。
  - DES annex E (ITL が実施するチェックの一覧、バージョン 1.1.5) が公開された。順序不正メッセージに関連するレスポンスコードの削除に関する説明、各レスポンスコードに関連する CP/CMP 決定文書の参照先の追加、及び形式が変更された。我が国の登録簿の変更はなし。
  - DES annex K (WSDL、バージョン 1.1.1) が公開された。口座管理に関連する情報が削除された。我が国の登録簿の変更はなし。
  - DES annex L (WSDL の例、バージョン 1.1.1) が公開された。口座管理に関連する情報が削除された。我が国の登録簿の変更はなし。
  - DES annex M (EUEST のウェブサービスの基準、バージョン 1.0) が公開された。

口座管理に関連する情報と一般的なウェブサービスの詳細が annex M として新たに作成された。我が国の登録簿の変更はなし。

- 2009 年 4 月、我が国の登録簿管理者情報に変更となった。
- 2009 年 11 月に、口座保有者が国別登録簿システムに登録されている口座情報を変更するための届出書を作成する新たな機能を追加した。本機能は国際間の通信を必要としない機能であるため、ITL や他の登録簿の機能に影響はない。
- 2009 年 11 月に、口座保有者が作成した口座情報の変更届出書を国別登録簿システムに取込む機能を追加した。本機能は国際間の通信を必要としない機能であるため、ITL や他の登録簿の機能に影響はない。
- 2009 年 11 月に、トランザクション終了時等に当該トランザクションの申請者である口座保有者に、処理完了の通知をメールにて送付する機能を追加した。本機能は国際間の通信を必要としない機能であるため、ITL や他の登録簿の機能に影響はない。
- 2009 年 11 月、タイムアウトの処理について明確にするため、DES の一部文書が更新された。更新された文書と我が国の登録簿への影響は以下の通り。
  - ▶ 本編(バージョン 1.1.3)が公開された。タイムアウトの処理が明確になった。我が国の登録簿の変更はなし。
  - ▶ DES annex E (ITL が実施するチェックの一覧、バージョン 1.1.6) が公開された。一部のレスポンスコードの削除、レスポンスコードに対する説明が変更された。我が国の登録簿の変更はなし。

#### 10.5. 第 3 条 1 4 に則った悪影響の最小化

京都議定書第 3 条 14 の下で、附属書 I 国は京都議定書第 3 条 1 で言及されている約束を達成するに際して、開発途上締約国、特に条約第 4 条 8 及び 9 で規定されている開発途上締約国、に対する社会的、環境的及び経済的な悪影響を最小化するよう努力することとされている。

しかし、我が国によるこのような努力がいかに上述した悪影響の最小化につながっているかの評価を行うことは、この評価方法が現在国際的に協議中であることから不可能であり、今後、そのような評価方法についての議論がなされることを期待する。